

(社)鶴見法人会

# Hot Line

2007

11

November



No.487

日 時	行事名	場 所
11月 2日(金) 15:00～	平成19年度「第25回源泉所得税研修会」(第4講)	法人会会議室
5日(月) 13:20～	第9回神奈川県財政経済セミナー	関内ホール
6日(火) 18:00～	事業委員会	法人会会議室
7日(水) 18:00～	税制委員会	法人会会議室
8日(木) 15:00～	納税表彰式	鶴見会館
9日(金)	全法連全国青年の集い 愛媛大会	愛媛県
9日(金) 13:30～	税法研修会(第二講)	法人会会議室
12日(月) 10:00～	税を考える週間行事「街頭広報」	JR鶴見駅
12日(月) 11:00～	理事会	法人会会議室
12日(月) 14:00～	女性部会「バザー値付け」	法人会会議室
12日(月) 18:30～	青年部会役員会	法人会会議室
13日(火) 17:00～	税を考える週間行事「ほうじん劇場」 受付:午後5時 開演:午後5時50分	鶴見公会堂
14日(水) 13:30～	税法研修会(第三講)	
16日(金) 10:00～	税を考える週間行事「女性部会チャリティーバザー」	鶴見区民文化祭会場
16日(金) 13:30～	新設法人説明会	法人会会議室
18日(日) 9:00～	第3回トレジャーハンティングinつるみ(荒天の場合23日(金))	鶴見大学体育館 鶴見区内全域
20日(火) 13:30～	税法研修会(第四講)	法人会会議室
20日(火) 18:00～	福利厚生制度推進連絡協議会	ホテルパークレーン
21日(水) 13:30～	東京国税局管内役員研修会	東京プリンスホテル
21日(水) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
27日(火) 13:30～	税法研修会(閉講式)	法人会会議室
28日(水) 15:00～	平成19年度「第25回源泉所得税研修会」(閉講式)	法人会会議室
28日(水) 17:30～	厚生委員会	法人会会議室
12月 3日(月) 18:00～	女性部会役員会	法人会会議室
3日(月) 18:00～	女性部会年末研修会	鈴よし
4日(火) 9:00～	生活習慣病検診	鶴見会館
4日(火) 18:00～	鶴見中央支部年末会員懇談会	中村屋
6日(木) 17:30～	青年部会「望年会」	スバルプール
13日(木) 15:00～	正副会長会	法人会会議室
18日(火) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
19日(水)	県法連正副会長会 理事会	場所未定
1月 18日(金) 13:30～	決算法人説明会	法人会会議室
22日(火) 13:30～	新設法人説明会	法人会会議室
22日(火) 17:30～	新年賀詞交歓会 受付:午後5時30分 開会:午後6時	ホテルキャメロットジャパン

## Profile

(有)大村製作所

- 駒岡支部
- 代表取締役 大村崇弘氏
- 続柄 長女 麻奈美さん
- 趣味 スポーツ観戦・読書

撮影 (有)セントラルスタジオ  
撮影場所: 電気の史料館



## INDEX

第24回法人会全国大会(新潟大会) .....	1
事業レポート .....	2-4
生業支部活動報告 .....	5
青年部会 .....	6
鶴見ガイドあれこれ .....	7
企業にとってのあんな話・こんな話 .....	8-9
署からのお知らせ .....	10-13
委員会だより .....	14
これからの主な催し .....	15
新入会員紹介 .....	16



松原聡氏

新潟市の「朱鷺メッセ」にて開催、当会からは本田会長他4名が出席し、全国各地より1,900名が集まった。

大会の第一部記念講演では、東洋大学経済学部教授 松原聡氏をお迎えして「日本経済活性化の切り札を探る」と題しての講演があり、第二部式典では、全法連・安西会長より主催者あいさつ、牧野治郎国税庁長官、篠田昭新潟市長の祝辞のあと、平成20年度税制改正要望事項等の趣旨説明、並びに「大会宣言」の朗読がおこなわれ終了した。

主な税制改正に関する提言事項は次のとおりである。

#### 【総論】

- 経済社会の今後のあるべき姿
- 行財政改革の推進と歳出削減
- 社会保障制度・国民負担のあり方
- 国と地方のあり方
- 税制改革のあり方
- 租税教育の充実

#### 【各論】

##### ☆法人税制について

- 法人税基本税率の引き下げ
- 中小企業軽減税率の引き下げ
- 減価償却制度の見直し
- 特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限
- 非営利法人課税

- 寄付金
- 役員給与
- 同族会社の留保金課税
- 交際費課税制度
- 電子申告

##### ☆個人所得税制について

- 所得税と住民税のあり方
- 各種控除制度の整理合理化
- 少子化対策
- 納税者番号制度
- 金融所得一体課税
- 寄付金

##### ☆事業承継税制について

- 欧米並みの制度の確立
- 経過措置
- 相続時精算課税制度の拡充

##### ☆消費税制について

- 消費税率引き上げの条件
- 仕入税額控除の適正化
- 滞納防止

##### ☆地方税制の見直しについて

- 固定資産税の軽減
- 事業所税の廃止
- 申告納税の合理化
- 超過課税・法定外目的税

##### ☆環境税制について

## 事業レポート

### 青年部会 スポーツ例会

8月28日(火)

青年部会員28名、事務局1名、鶴見税務署より署員15名を迎え総勢43名の熱気あふれる研修となった。税務署、青年部の平均スコアによる対抗戦の結果は127.8対116.3の僅差で税務署チームの勝利となり、昨年に続き優勝の盾が佐久間部会長より渡邊税務署長へ手渡された。



### 生麦支部 会員懇談会

9月2日(日)

キンピアビレッジにて、残暑の中、バーベキューをし、美味しいビールを頂きながら、懇談会をおこないました。各テーブルでは、意見・情報交換等をおこない、懇親を深め、抽選会では各自プレゼントを手にして、盛大な雰囲気でお開きになりました。



### 税制委員会 県法連税制問題研究会

9月6日(木)～7日(金)

平成19年度税制問題研究会が箱根湯本「吉池」にて開催され、当会からは本田会長、福原税制委員長、加藤税制副委員長、吉田税制副委員長、佐藤税制委員、事務局長の6名が参加した。

第一部では、平成20年度税制改正要望事項と全法連税制委員会の審議状況が報告された。改正要望事項には

- 法人税率の引き下げ、同族会社への留保金課税の全面廃止
- 同族会社に対する役員給与の損金不算入制度の廃止、減価償却制度の改善
- 退職給与引当金制度の復活、欠損金繰戻還付制度の再考、交際費課税の見直し等

続いて、経済ジャーナリスト 須田慎一郎氏を講師にお迎えして「日本経済の明日を読む」と題して講演があり、参議院選挙後の安倍改造内閣によって日本経済が大きく変わり、小泉構造改革路線前の状態に戻りつつあり、消費税アップはさけて通れないとのことであった。



### 女性部会 県法連女性部会連絡協議会

9月11日(火)

新横浜国際ホテルにて県法連女性部会連絡協議会に259名が参加し、開催された。県法連 河原隆子女性部会長、県法連 佐藤信夫会長のあいさつのと、女

優でタレントの、うつみ富土理さんを講師にお迎えして「何かを始めるのに歳は関係ない」の演題にて、今年3ヶ月間の語学留学（韓国）の体験を交えてのご講演をいただいた。



### 源泉部会 源泉所得税研修会

9月12日(水)

簡易税務署担当官を講師にお迎えして、第3講「給与所得に対する源泉徴収」の研修会を開催した。



### 組織委員会 役員支部幹事合同研修会

9月12日(水)

平成19年度会員増強運動決起大会を組織委員会主催で、ホテルキャメロットジャパンにて109名が出席し開催した。今年のスローガンは「地域と共に活性化の法人会」とし、会員3,000社を目標とし、役員支部一丸となって、会員増強を展開していく。研修会は、組織委員会担当の長谷川副会長より当法人会の現状報告で始まり、井手野組織委員長より「会員動員実施策要領」の説明、澤野組織副委員長より「会員メリットの伝え方」、森田副会長より「会員動員実例報告」があり、最後に川上東寺尾支部長が会員増強の決議文を読み上げ、閉会した。

### 役員支部幹事合同研修

社団法人 簡易法人会



### 市場南支部 会員研修会

9月15日(土)

初秋とはいえ30℃を越す暑さの9月15日(土)、市場南支部は昨年でも大好評だったナイトクルーズを今年も総勢30名でおこないました。山下公園を6時30分出発のマリーンシャトルに乗船し、横浜港内の素晴らしい夜景とハワイアンダンスに酔いしれ、食事しながら支部会員の視聴の輪を広げ、楽しいひと時を過ごしました。



### 女性部会 税務研修会と卓上花の生け方教室

9月21日(金)

法人会会議室にて、本田会長・吉田女性部会担当副会長・部会員40名が出席し税務研修会を開催しました。第一部の講演会は、7月に着任されました渡邊署長を講師にお迎えし「コビキタス社会」と題し、ご講演を拝聴いたしました。第二部の講習会は、佐藤クミコ先生のご指導により、卓上花の生け方を学びました。



事業委員会  
社長さんのための経営講座

10月2日(火)

今年度2回目は、関東学院大学ラグビー部監督 春口廣氏を講師にお迎えして、「変化する時代のチームワーク」の演題で49名が参加し、開催した。

講演内容は、ラグビーに関する実例を挙げながら目的をもって行動し、やり遂げる情熱がなければ何も成し得ないとの事であった。



経営セミナー

10月11日(木)

3団体共催による「ソフトな経営資源ヒトとブランドをいかに活用するか」をテーマで先ず「ヒト」をいかに有効に使っていくかについて、プリンス電機(株)社長 寺嶋之朗氏より「社員が楽に仕事をするを目標して得たもの」と題しての講演を、次に、情報に次ぐ経営資源といわれる「ブランド」について、企業ブランド・地域ブランドの両面を(株)ブランド総合研究所社長 田中卓雄氏より「地域ブランドとこだわりのものづくり～付加価値を高めるビジネスモデルとは～」と題しての講演がおこなわれた。

共催団体：(社)鶴見法人会、横浜商工会議所鶴見支部、鶴見区工業会



鶴見中央支部  
会員バス研修会

10月14日(日)

32人の参加で新旧の東京をテーマに研修をおこなった。最初に「江戸東京博物館」でじっくりと見識を深め、両国のちゃんこ鍋の昼食で歓談をした。午後には「浅草寺」拝観と「NHKスタジオパーク」を見学し、真新しい「東京ミッドタウン」を散策して、帰路の車中ではビデオによる税制改正講習を実施した。





## 生麦支部活動報告 ふれあいバザー

8月26日(日)



生麦お囃子保存会



毎年恒例の支部活動の一環として生麦支部では、障害者地域活動ホーム「ふれあいの家」でおこなわれたバザーに5度目の参加をしました。

参加内容は、例年通り模擬店奉仕です。今年はメニュー内容も増え、大盛況のうちに用意された品物も完売しました。

皆様の協力により、売上は、すべてホームに寄贈し、奉仕活動を終了しました。



青年部会は9月2日（日）、一泊研修旅行のため宮崎県へと向った。当日の出席者は部会員28名であった。

午前8時半頃、宮崎空港に到着し、まだまだ夏の真っ盛りと言え程の暑い日差しの中、バスで高千穂駅へと向った。片道3時間の移動距離、地元の人もあまり行かない秘境と言われるだけあって、阿蘇火山活動の噴出した溶岩流が数百年かけて削りだしたという深谷はまさに圧巻であった。

その後、神楽酒造にて焼酎工場を見学し、午後6時30分ホテルに到着。午後7時からは宮崎法人会青年部会員18名との意見交換会が行われた。事業内容やスケールはそれぞれ違うものがあり、お互いの説明にうなずく場面も多く見られたが、鶴見はトレジャーハンティング、宮崎は宮崎ゴールデンゴールズによる野球教室など、将来を担う子供達に焦点を当てた社会貢献事業などの共通点も多く見られた。

午後8時過ぎからは別室にて交流会が始まり、両青年部会員が懇親を深め、今後の交流を約束しあい、最後は全員で記念撮影をして終了となった。

翌3日（月）は午前10時より宮崎県庁を見学し、宮崎県の現在の状況について説明を受けた。県庁自体を観光スポットとし今年の夏に観光客が10万人を超

えたこと、現在の人気は単なるブームであることを知事自身が確信し、現状に甘えることなくいかにその人気に高止まり出来るか将来を見据えて活動をしているなど人気の高さゆえの苦労話も聞けることができた。

歴史深い価値ある県庁建物を拝見し知事応接室へ通され待つことしばし、記者会見を終えたばかりの東国原知事が登場された。実はこれはサプライズ演出であり、ほとんどの部会員は当日までは知らされていなかった。

ご多忙なため、5分程度の面会であったが知事を囲んでの記念撮影、しかも一緒にトレジャーハンティングのポーズまでしていただいたの撮影であり、トレハン決起旅行の意味合いも含めた今回の研修において、これ以上ない部会員の士気を高めるものとなった。





## 東寺尾ふれあいの樹林

鶴見区の南西部に位置する東寺尾一丁目、周辺を住宅地に囲まれた一角に「東寺尾ふれあいの樹林」があります。

本来は私有地ですが所有者の厚意によって解放され、小規模ながら自然溢れる雑木林の様相をよく保っており、その名の通り自然とのふれあいを楽しめる場所となっています。

林の管理は「東寺尾ふれあい樹林愛護会」によって行われ、地域の方々によって丁寧に手をかけて守られているという印象が受けられます。

すぐ近くの「入江川せせらぎ緑道」と合わせれば、

気持ちの良い散歩コースとなるのではないのでしょうか。

また、年1回「大収穫祭」として、持ち帰りができる手廻りや大根抜き、竹とんぼや竹笛の工作、バームクーヘン作りといったイベントが開催されています。大人も子どもも楽しめそうなこのイベント、参加費は無料です。

今年は11月17日の土曜日（雨天の場合は18日）、午前10時から午後3時まで開催されるとのこと。

木漏れ日の中のちょっとした散歩、自然とのふれあいに、ご家族で訪れてみてはいかがでしょうか。



## 企業にとっての あんな話 こんな話

# がんばる経営 応援します!!

## 横浜商工会議所 鶴見支部からのご案内

横浜商工会議所では、中小企業のための様々な事業や制度をご用意しています。

### ◎マル経融資

この制度は、横浜商工会議所の推薦を経ることで、無担保・無保証人、信用保証なしで限度額1,000万円まで(本枠550万+別枠450万)国民生活金融公庫の融資を受けることができるもので、中小企業向け融資の代表的なもののひとつと言えます。(※別枠450万円については、平成20年3月31日まで)返済条件、資格要件や申込手続き等につきましてはお気軽に当支部までお問合せ下さい。

### ◎その他 資金調達について

金利等の優遇措置を利用したい、事業規模が大きい、多額の借入をしたい、経営内容が著しく悪化している等、中小企業のために、国民生活金融公庫、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会や横浜市経済観光局などと連絡を取り合っており、各種の融資制度のご紹介もしています。資金繰りや融資については、まず商工会議所までご相談下さい。

また、横浜商工会議所の会員様限定の制度としては、以下のような制度もございます。

- ①市内に支店を持つ12の銀行・信用金庫の「ビジネスローン」、「クイックローン」と言われる融資の金利を  
会議所会員については優遇するという「連携融資」
- ②横浜市信用保証協会と提携し、会議所会員については無担保保証限度額を拡大し、別枠1,000万円の保証  
が受けられる「横浜商工会議所 会員限定保証」

### ◎小規模企業共済

この制度は、中小企業の経営者のための退職金積み立てになります。特に税制面では退職金や年金と同じ優遇措置が受けられ、特に小規模企業共済等掛金控除として、掛金は全額、課税対象から所得控除できるなど、非常に有利な制度となっています。

### ◎生命共済

「生命共済」は中小企業の経営者や従業員のため、怪我や病気など勤務時間外も24時間カバーする団体定期保険です。

この他に、経営者向けの年金積立制度として「年金共済」、従業員のための退職金積立である「特定退職金共済」を取扱っているほか、「かながわ県民共済」の紹介も行っています。

### ◎保険制度

商工会議所会員については料率の優遇される「PL保険」や「個人情報保護保険」にご加入いただけます。

### ◎専門指導員制度

法律相談・創業相談をはじめ、経営革新計画作成など各種の経営相談について、各分野の専門家(弁護士、弁理士、社労士、中小企業診断士など)による無料の相談を実施しています。

※マル経融資や、専門指導員制度などについては、当所会員以外でもご利用いただける制度ですので、お気軽にお問合せ下さい。

横浜商工会議所 鶴見支部

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-19-11 鶴見会館1階 TEL:045-502-4437 FAX:045-504-3329  
<http://www.yokohama-cci.or.jp>

## 鶴見区区制80周年記念事業スタート

10月7日前途を祝福するかのような快く晴れ渡った秋空のもと「鶴見区区制80周年記念式典」（会場：花月園競輪場）が盛大に執り行われました。

同時に区制執行80周年を境により鶴見を広く認識していただけるよう、鶴見みどころ80の選定や鶴見地下道の愛称の決定など、年間を通じ様々な記念事業が行われてきています。

鶴見区の魅力を再発見し区民の郷土意識の醸成を図るとともに、地域産業の更なる振興と発展を目指し区内で製造・販売されている製品で、鶴見区民が誇ることが出来る逸品を「つまみ みやげ」として選定・PRする事業を立ち上げました。

4月の応募開始から6月末の締め切りまでに620通を超える応募があり、厳正な書類審査を経て7月26日選定会が開かれ内外の有識者等40名の選定委員による厳格な審査をクリアした80品が選ばれました。

「横浜 つるみ みやげ」は記念式典開催日に訪れた3万人の方々の前に華々しくデビュー致しました。あわせて製品を写真入で紹介するガイドブック（A5版オールカラー）を無料配布し、鶴見の魅力として、区内はもとより市内各地、都内南部地区・川崎地区・三浦地区・京急沿線各駅などへのPRもはじまりました。

鶴見の再発見につながる有意義な事業にエールを…



区制80周年記念事業問い合わせ先  
鶴見区役所 広報相談係 TEL:045-510-1680

## 法人の減価償却制度の改正に関するQ&A ②

### Q3 新たな定額法の償却限度額の具体的な計算方法について教えてください。

(A) 新たな定額法は、減価償却資産の取得価額に、その償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「定額法の償却率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行うもので、耐用年数経過時点において残存簿価1円まで償却できます（令48の2①一）。

○ 定額法の償却限度額の計算式

$$(\text{定額法の償却限度額}) = (\text{取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」})$$

【設例】

取得価額1,000,000円、耐用年数10年の減価償却資産の各年の償却に係る計算は、次のとおりとなります。

定額法の償却率0.100 各年の償却限度額 1,000,000円×0.100 = 100,000円

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首帳簿価額	1,000,000	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000
償却限度額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	99,999
期末帳簿価額	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000	1

〈注〉10年目における計算上の償却限度額は100,000円ですが、残存簿価が1円になりますので、結果として、実際の償却限度額は99,999円になります。

### Q4 新たな定率法の償却限度額の具体的な計算方法について教えてください。

(A) 新たな定率法は、減価償却資産の取得価額に、その償却費が毎年一定の割合で递减するように当該資産の耐用年数に応じた「定率法の償却率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額（調整前償却額）を事業供用1年目の償却限度額として償却を行い、2年目以後は、当該資産の期首帳簿価額（取得価額から既にした償却費の累積額を控除した後の金額）に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額（調整前償却額）を各事業年度の償却限度額として償却を行います。

○ 定率法の償却限度額の計算式（調整前償却額 ≥ 償却保証額）の場合

$$(\text{定率法の償却限度額}) = (\text{期首帳簿価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定率法の償却率」})$$

その後、各事業年度の「調整前償却額」が、当該減価償却資産の取得価額に「保証率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額である「償却保証額」に満たない場合は、原則として、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額（取得価額から既にした償却費の累積額を控除した後の金額）である改定取得価額に、その償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「改定償却率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行うもので、耐用年数経過時点において残存簿価1円まで償却できます（令48の2①二）。

- 定率法における償却限度額の計算式（調整前償却額）＜（償却保証額）の場合

$$\text{（定率法の償却限度額）} = \text{（改定取得価額）} \times \text{（耐用年数省令別表第十の「改定償却率」）}$$

#### 【設例】

取得価額 1,000,000円、耐用年数10年の減価償却資産の各年の償却に係る計算は、次のとおりとなります。

定率法の償却率 0.250 保証率 0.04448 改定償却率 0.334

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首帳簿価額	1,000,000	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319
調整前償却額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	33,371	22,225	11,079
償却保証額	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
改定取得価額 ×改定償却率								44,583	44,583	(44,583)
償却限度額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	44,583	44,583	44,318
期末帳簿価額	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319	1

（注）調整前償却額（133,485円×定率法の償却率0.250＝33,371円）が償却保証額（取得価額1,000,000円×保証率0.04448＝44,480円）に満たないこととなる8年目以後の各年は、改定取得価額（133,485円）に改定償却率（0.334）を乗じて計算した金額44,583円が償却限度額となり、10年目において、残存簿価1円まで償却できます（10年目においては残存簿価1円となるために、44,318円が償却限度額になります）。

### Q5 耐用年数省令別表第十の内容について教えてください。

（A）耐用年数省令別表第十においては、新たな定額法に係る「定額法の償却率」に加え、新たな定率法の償却限度額の計算を行う際に、その算定の基礎となる「定率法の償却率」、「改定償却率」及び「保証率」がそれぞれ規定されています。

なお、「平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産についての償却率表」（旧定額法・旧定率法）は耐用年数省令別表第九に規定されていますが、「旧定額法の償却率」と新たな「定額法の償却率」の定め方が異なりますので、該当する資産については、それぞれの償却率をお使いください。

### ～来署による相談は、事前の予約が必要となります～

関係書類を確認する必要があるなど、相談の内容により電話での回答が困難な場合には、関係書類を持参の上、税務署にて御相談いただいておりますが、今後は十分な相談時間をもって対応するため、事前に予約をしていただくこととしましたのでご了承願います。

【参考資料】

## 減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐用年数	平成19年4月1日以後取得				耐用年数	平成19年3月31日以前取得	
	定額法 償却率	定率法				旧定額法 償却率	旧定率法 償却率
		償却率	改定償却率	保証率			
2	0.500	1.000	—	—	2	0.500	0.684
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	3	0.333	0.536
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	4	0.250	0.438
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	5	0.200	0.369
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	6	0.166	0.319
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	7	0.142	0.280
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	8	0.125	0.250
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	9	0.111	0.226
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	10	0.100	0.206
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	11	0.090	0.189
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	12	0.083	0.175
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	13	0.076	0.162
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	14	0.071	0.152
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	15	0.066	0.142
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	16	0.062	0.134
17	0.059	0.147	0.167	0.02905	17	0.058	0.127
18	0.056	0.139	0.143	0.02757	18	0.055	0.120
19	0.053	0.132	0.143	0.02616	19	0.052	0.114
20	0.050	0.125	0.143	0.02517	20	0.050	0.109
21	0.048	0.119	0.125	0.02408	21	0.048	0.104
22	0.046	0.114	0.125	0.02296	22	0.046	0.099
23	0.044	0.109	0.112	0.02226	23	0.044	0.095
24	0.042	0.104	0.112	0.02157	24	0.042	0.092
25	0.040	0.100	0.112	0.02058	25	0.040	0.088
26	0.039	0.096	0.100	0.01989	26	0.039	0.085
27	0.038	0.093	0.100	0.01902	27	0.037	0.082
28	0.036	0.089	0.091	0.01866	28	0.036	0.079
29	0.035	0.086	0.091	0.01803	29	0.035	0.076
30	0.034	0.083	0.084	0.01766	30	0.034	0.074
31	0.033	0.081	0.084	0.01688	31	0.033	0.072
32	0.032	0.078	0.084	0.01655	32	0.032	0.069
33	0.031	0.076	0.077	0.01585	33	0.031	0.067
34	0.030	0.074	0.077	0.01532	34	0.030	0.066
35	0.029	0.071	0.072	0.01532	35	0.029	0.064
36	0.028	0.069	0.072	0.01494	36	0.028	0.062
37	0.028	0.068	0.072	0.01425	37	0.027	0.060
38	0.027	0.066	0.067	0.01393	38	0.027	0.059
39	0.026	0.064	0.067	0.01370	39	0.026	0.057
40	0.025	0.063	0.067	0.01317	40	0.025	0.056
41	0.025	0.061	0.063	0.01306	41	0.025	0.055
42	0.024	0.060	0.063	0.01261	42	0.024	0.053
43	0.024	0.058	0.059	0.01248	43	0.024	0.052
44	0.023	0.057	0.059	0.01210	44	0.023	0.051
45	0.023	0.056	0.059	0.01175	45	0.023	0.050
46	0.022	0.054	0.056	0.01175	46	0.022	0.049
47	0.022	0.053	0.056	0.01153	47	0.022	0.048
48	0.021	0.052	0.053	0.01126	48	0.021	0.047
49	0.021	0.051	0.053	0.01102	49	0.021	0.046
50	0.020	0.050	0.053	0.01072	50	0.020	0.045

(注)耐用年数省令別表第九及び別表第十には、耐用年数100年までの計数が規定されています。

オフィスのパソコンから  
申告・納税!

# e-Tax

税制改正により、一層使いやすくなりました!



- 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度が創設されました。
- 電子申告における第三者作成書類の添付省略措置が講じられました。
- 税理士が代理送信を行う場合には、納税者本人の電子署名を省略することができるようになりました。

国税に関する申告・納税がインターネットで行えます。

- ①法人税、消費税、所得税などの申告、②源泉所得税をはじめ、すべての税目の納税、  
③申請・届出等がインターネットで行えます。


多忙な時でも税務署に出かける必要がなくなります。

もちろん、このサービスの開始届出手続きもインターネットで行えます。

もっと詳しく  
お知りになりたい方は…

[e-Tax ホームページ](http://www.e-tax.nta.go.jp) <http://www.e-tax.nta.go.jp>  
「e-Tax」ホームページで、システムの概要やご利用に当たっての注意点などについてお答えします。

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

 法人会

## 委員会だより

# 事業委員会

事業委員会は、委員会運営規則により

1. 新規事業の企画実施に関する事項（他の委員会所掌のものを除く）
  2. 企業経営関係法令の調査、研修及び講習会、研修会に関する事項
  3. 税法、取扱い通達等の研修会、講習会の開催に関する事項（税制委員会企画分を除く）
  4. 県法連事業委員会との連携に関する事項」を受持ち、主な職務として
    - ① 社長さんのための経営講座の企画、開催 年2回
    - ② 税を考える週間行事では、JR鶴見駅東口、西口における街頭広報及びほうじん劇場の企画、開催
    - ③ 新春講演会の企画、開催
    - ④ 県法連関係では、県法連役員一泊研修会の企画、開催
    - ⑤ 法人会ホームページの維持、管理、情報公開
    - ⑥ e-Tax普及の推進]
- をおこなう部署として、構成委員12名で活動して

ります。

研修会、講習会を通年にわたり実施するため、委員会はほぼ毎月おこなっております。

会員企業の皆様に、より有益な研修会、講習会とするため、委員一同、一丸となり活動していく所存です。

担当副会長	浅賀 正司	(株) アサカ
委員長	伊藤 文雄	(株) 伊藤工業
副委員長	大村 晃弘	(有) 大村製作所
副委員長	松永 猛	(有) 松永プリント
委員	田中 辰夫	(有) 田中祐油商会
委員	豊田 紀弘	(株) 豊田工務店
委員	新井 康	(株) 新井電気商会
委員	寺嶋 之朗	プリンス電機 (株)
委員	吉家 正行	栄家工業 (株)
委員	海山 頭寸	(株) ウミヤマ
委員	渡辺 良子	日野交通 (株)
委員	菅野 あつ子	(株) 塗装アサヒ



新春講演会



社長さんのための経営講座



事業委員会のメンバー



ほうじん劇場



「e-Tax」研修会



## ■ これからの主な催し

お楽しみの催しや、役に立つ研修会にぜひご出席ください!

coming soon!

### ●税を考える週間行事●

「街頭広報」

青年部会・女性部会

11月12日(月)

JR鶴見駅にて各種パンフレット・租  
品等を鶴見青色申告会や鶴見区納税府署  
組合連合会と協力し、一般の方々にお配  
りし、税に関心を持っていただく活動をお  
こなします。

### ●税を考える週間行事●

「チャリティーパーザー」

女性部会

11月16日(金)

鶴見区民文化祭会場(鶴見区役所前広  
場)にて午前10時よりおこないます。  
素敵な品物が沢山あります。お早めに  
お越し下さい。

### ●新春講演会●

事業委員会

2月12日(火)

読売新聞特別編集委員 橋本五郎 氏  
を講師にお迎えして、新春講演会をおこ  
ないます。  
皆様、お誘いの合わせのうえ、ご参加  
ください。

### ●税を考える週間行事●

「ほうじん劇場」

事業委員会

11月13日(火)

場所:鶴見公会堂(JR鶴見駅西口)

時間:受付 午後5時

開演 午後5時50分

木戸銭:1,000円

恒例のほうじん劇場「奇席の夕べ」を  
おこないます。出し物は、落語・漫才・  
マジック・物まねです。

### ●1日人間ドック●

(生活習慣病検診)

厚生委員会

12月4日(火)

今年2回目の健康診断を1日人間ドク  
ク形式(腫瘍マーカー検査・超音波検査  
等)でおこないます。場所は鶴見会館で  
す。

### ●平成20年度新年賀詞交歓会●

総務財政委員会

平成20年1月22日(火)

ホテルキャメロットジャパンにておこ  
ないます。

### ●海外研修会●

厚生委員会

2月21日(木)~25日(月)

今回は「クアラルンプールとコタキナ  
バル」3泊5日の行程です。

東洋と西洋の文化が入り混じるクア  
ラルンプール市内と世界遺産キナプル公園  
を視察します。皆様のご参加をお待ちし  
ております。

# いびきでお困りの方に 朗報!

軽微な振動と  
音の刺激によって  
いびきを軽減

いびきをかくひとは

日本に約2000万人いると言われてますが、  
本人が気づかないことも多く、  
隣で寝ている人の睡眠を妨げたりもします。  
そこで内蔵センサーでいびきを検知して、  
軽微な振動と音の刺激で  
いびきの軽減が期待できる業界初の「いびき軽減枕」。  
安心しておやすみいただけます。

業界初!



まずはお試しください。  
無料サンプル貸出し中!!

「いびき」  
の目でお悩みの  
方に



((センサー付き))

価格止中

いびき軽減枕V1

¥29,800(税込)

(専用ビロケース1枚付き)

サイズ:長8510mm×幅325mm×高8110mm

## 宮田家具店

〒230-0037 横浜市鶴見区向井町1丁目30番地

TEL.045-502-5321

FAX.045-502-1922

担当:店長 岡野(携帯090-3817-7931)

## 新入会員紹介

平成19年5月～平成19年6月

### 市場南支部

#### (有)食楽園

代表者:高木 正一  
米町通4-42-8  
TEL.502-0083  
焼肉、お好み焼き  
紹介者:横浜運送(株)

### 市場南支部

#### ローソン 鶴見平安町一丁目店

代表者:山田 鐘博  
平安町1-36-2  
TEL.508-6005  
コンビニエンスストア  
紹介者:横浜運送(株)

### 本町西支部

#### (有)セグレード

代表者:大竹 エナ  
本町通2-84-1-101  
TEL.510-3201  
ブラジルレストラン  
紹介者:AIU保険会社

### 鶴見中央支部

#### (有)未来企画

代表者:長岡 清夫  
鶴見中央1-14-2-801  
TEL.225-8225  
消防設備  
紹介者:AIU保険会社

### 生麦支部

#### (有)具平商店

代表者:巴 英規  
生麦5-13-56  
TEL.506-6802  
魚類卸売  
紹介者:大同生命保険(株)

### 生麦支部

#### (有)ストリームライナー

代表者:青野 浩司  
生麦5-15-12  
TEL.503-2267  
倉庫業  
紹介者:AIU保険会社

### 生麦支部

#### (有)伊藤工業

代表者:伊藤 孝司  
生麦5-20-5  
スカイコート生麦第2  
101号室  
TEL.502-0568  
配管工事  
紹介者:(有)矢島商店

### 岸谷支部

#### (株)ワイ・エス 電気工業所

代表者:下平 真一  
岸谷4-5-18  
TEL.581-6125  
電気工事  
紹介者:大同生命保険(株)

### 北寺尾支部

#### FCフロンティア(株)

代表者:谷口 恵  
北寺尾1-15-22-201  
TEL.580-5601  
卸売業  
紹介者:決算法人説明会

### 矢向江ヶ崎支部

#### ヨシダ高圧(株)

代表者:吉田 昌平  
矢向2-1-15  
TEL.574-2881  
高圧ガス充填、販売  
紹介者:申し出

### 矢向江ヶ崎支部

#### (有)ワイズ

代表者:五十嵐 良和  
江ヶ崎町9-3  
TEL.574-0945  
金属加工業  
紹介者:(有)矢島商店

### 矢向支部

#### (有)メディアウイザード

香川新聞舗  
代表者:香川 賢司  
矢向4-8-13  
TEL.581-5427  
新聞販売業  
紹介者:大同生命保険(株)

### 矢向支部

#### (有)ササヤ薬局

代表者:笹谷 則之  
矢向4-10-18  
TEL.582-0035  
薬局  
紹介者:AIU保険会社

### 矢向支部

#### (有)はじめ電気

代表者:久保寺 一  
矢向6-4-11  
TEL.581-3823  
家電販売業  
紹介者:(株)成田屋商店



### 税務無料相談

#### 第1・第3水曜日

相談日 11/7(水)・21(水)・12/5(水)・19(水)

時間 午後1時

場所 税理士会事務局(青色申告会館)

### 法律無料相談

#### 第1・第3月曜日

相談日 11/5(月)・19(月)

時間 午後1時

場所 横浜商工会議所鶴見支部

☆税務相談・法律相談される方は事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。  
なお、税理士の執筆、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っており、ご利用ください。

## 税を考える週間

女性部からのお知らせ

# チャリティーバザーへ行こう!

税を考える週間の一環としてチャリティーバザーが行われます。

皆様ぜひ、ご家族、お友達多数お誘いのうえご来場下さい。

素晴らしい品々が、皆様をお待ちしております。

●日時

平成19年11月16日(金) 午前10時～

●場所

鶴見区役所前



## 新春講演会のお知らせ

報道・情報番組の解説でお馴染みの橋本五郎氏を講師にお招きして下記により開催致します。

橋本氏は、的確にポイントをおさえた政治・政局の解説で、政治記者として、長年にわたり国内外における政界の舞台裏取材した経験から日頃垣間見ることの出来ない内側から見た政治経済の見通しについて、大変興味のあるお話が伺えるのではないかと思います。

法人会員以外の方でも聴講出来ますので

皆様お誘い合わせのうえ奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

- 開催日** 平成20年2月12日(火)  
**受付** 午後6時 開演:午後6時30分  
**場所** 鶴見公会堂(JR鶴見駅西口)  
**演題** (仮題)「どうなる日本!

～今後の景気動向と政治のゆくえ～

- 講師** 読売新聞特別編集委員 橋本 五郎 氏  
**入場料** 無料



橋本 五郎 氏

# 税を考える週間行事予定

## 納税表彰式

日時○平成19年11月8日(木)  
 受付14:30 開式15:00  
 場所○鶴見会館2階 高砂の間  
 主催○鶴見税務署

## ほうじん劇場

日時○平成19年11月13日(火)  
 開演17:50～  
 場所○鶴見公会堂  
 演目○落語、漫才、マジック、物まね  
 主催○(社)鶴見法人会

## 街頭広報

日時○平成19年11月12日(月)  
 10:00～  
 場所○JR鶴見駅周辺  
 主催○(社)鶴見法人会、青色申告会、  
 鶴見区納税貯蓄組合連合会

★各種パンフレット、ボールペン、ファイル、風船等

## チャリティバザー

日時○平成19年11月16日(金)  
 10:00～  
 場所○鶴見区民文化祭会場  
 (鶴見区役所前広場)  
 主催○(社)鶴見法人会 女性部会

## 税の無料相談

日時○平成19年11月12日(月)  
 10:00～  
 場所○鶴見区役所  
 主催○東京地方税理士会鶴見支部

## 会員増強 キャンペーン

地域とともに  
 活性化の法人会

9月から12月までは、会員増強運動実施期間です。  
 お知らせの方、ご近所の方に、声をおかけください。

